

# 農業法人新規展開支援事業

[令和8年度版] 静岡県農業ビジネス課

## 【事業概要】

農業法人等の誘致を促進し、もって地域の農業の活性化に寄与するため、現在農業を行う市町村とは異なる県内の市町で、スマート農業技術等を導入して新たに農業を開始する場合に補助金を交付します。

## 【実施主体】

以下のすべてを満たす農業法人等

- ①認定農業者であること
- ②地域計画の目標地図に位置付けられていること(確実である者を含む)

## 【補助要件】

以下のすべての要件を満たすこと。

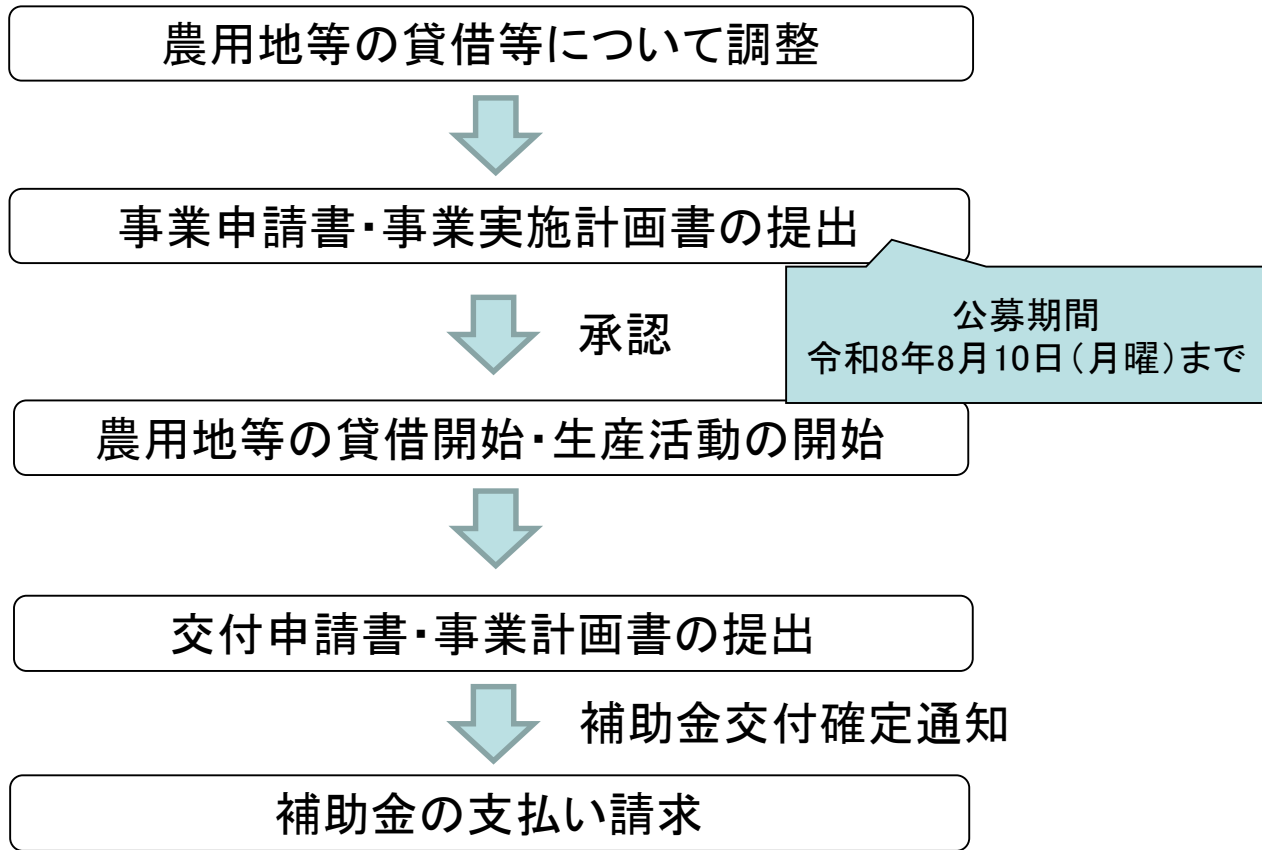
- ①事業実施計画について県の承認を受けること。
- ②新たに権利移動を受ける農用地等について、以下のすべてを満たすこと。
  - ア 地域計画の区域内であること。
  - イ 権利移動の始期等が事業実施年度内であること。
  - ウ 面積の合計が施設園芸:0.2ha以上、露地作目:0.5ha以上であること。
- ③事業実施年度内に農業生産活動を開始していること。
- ④本事業によりスマート農業技術等を導入して行う農業を、県や市町等の求めに応じて公開すること。

## 【スマート農業技術等】

作目		対象となる技術
露地 作目	水稻	・直進アシスト田植機、無人・ロボット田植機 ・AIコンバイン、無人・ロボットコンバイン
	露地 野菜	・乗用定植機、直進アシスト定植機 ・乗用収穫機、全自動収穫機 ・環境センシング
施設園芸		・統合環境制御機器
共通		・栽培管理システム、経営管理システム ・GNSSトラクター、無人・ロボットトラクター ・上記のほか、農業振興上重要であると知事が認めるもの。

【補助金額】250万円/事業実施主体(定額)

# 事業実施の流れ



※事業完了後5年間は、耕作及びスマート農業技術等の活用を継続

## 【事業実施に当たっての注意事項】

- ① 予算に限りがあるため、複数の方から申請があった場合は、事業実施計画の内容等を審査し対象者を選定します。また、年度途中で募集を打ち切ることがあります。
- ② 農用地等の権利移動の始期等が事業実施年度内である必要があります。
- ③ 事業実施年度から起算して5年以内に、耕作又はスマート農業技術等の活用を中止・中断した場合、補助金を全額返還いただく必要があります。
- ④ 既に農業を行っており、認定農業者である方が対象となります。これから新しく農業を始める方は本事業の対象となりません。

## 【参考】

静岡県では、農業法人等の誘致を関係機関が一体となって推進するため、「静岡県農業法人誘致推進連絡会」を立ち上げ活動しています。静岡県での農業に関心がある方は、お気軽にお問い合わせください。



連絡会に関する  
お問い合わせはこちらから



## お問い合わせ先・申請先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 経営基盤強化推進班

メール nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp 電話054-221-3298